

第10章

安全・安心で質の高い学校施設の整備、防災・減災対策の充実

総論

文部科学省では、安全・安心で質の高い学校施設づくりを目指し、学校施設の老朽化対策や、非構造部材を含めた耐震化等を推進しています。また、学びの基盤となる学校施設の整備は、新しい時代にふさわしい姿を目指していくことが重要であり、社会情勢の変化や地域の実情に応じた豊かな教育環境を実現するために、学校施設のバリアフリー化、環境を考慮した整備等を推進し、質の高い学校づくりを支援しています^{*1}。

国立大学等施設についても、安全・安心な教育研究環境の整備や教育研究の高度化・多様化・国際化に対応した機

能強化等のため、耐震化や老朽施設の改善整備を中心とした戦略的なリノベーションなど、重点的・計画的な整備を推進するとともに、キャンパス環境の整備充実を図っています。

加えて、児童生徒等の安全・安心な生活環境を確保するため、防災教育の充実や学校施設の防災機能強化^{*2}などの災害予防、災害応急対策、災害復旧の支援及び防災に関する研究開発の推進など、防災・減災対策の充実に取り組んでいます。

第1節 新しい時代の学校施設の在り方

1 新しい時代の学校施設の在り方

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

文部科学省では、学校教育を進めるうえで必要な機能の確保のため、学校種ごとに施設の計画及び設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」^{*3}を策定し、学校設置者に周知しています。

1人1台端末環境の下、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための新しい時代にふさわしい学校施設の在り方について、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」で議論が行われ、令和4年3月に報告書を公表しました^{*4}（図表2-10-1）。その中で、新しい時代の学びを実現する学校施設として、柔軟で創造的な学習空間や地域・社会との共創空間などの五つの姿の方向性に加え、長寿命化改修等を通じた教育環境向上と老朽化対策の一体的な推

進等の具体的な推進方策が提言されました。

こうした提言等を踏まえ、文部科学省では、令和4年6月に各学校施設整備指針を改訂しました。また、5年5月に、新しい時代の学びに対応した空間を改修等で実現する際の、ボトルネックとなる技術的な課題への対応策を解説する「学校施設の教育環境向上を図る改修等に関する課題解決事例集」を公表しました^{*5}。さらに、同年1月に「学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ」を設置し、新しい時代の学びを実現する学校施設を具現化するため、具体的な整備事例やそのプロセスの事例を収集し、6年9月に「ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイデア集」^{*6}を取りまとめました。あわせて、後述の学校施設整備・活用推進のためのプラットフォームの構築、助成支援制度の充実などを通じ、新しい時代の学校施設整備に対する学校設置者の取組を支援しています。

第10章

安全・安心で質の高い学校施設の整備、防災・減災対策の充実

*1 私立学校の施設整備については参照：第2部第4章第2節

*2 防災機能の強化については参照：第2部第10章第4節

*3 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm

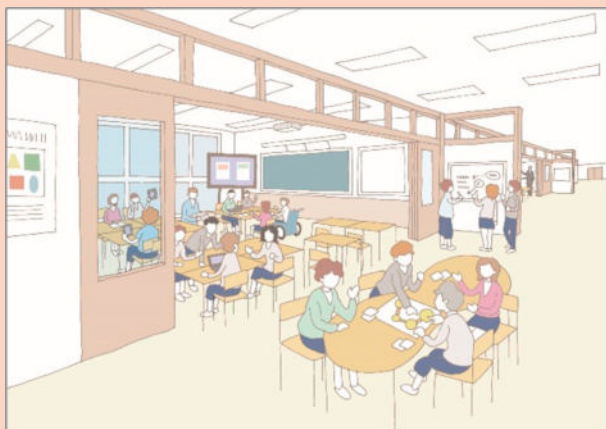
*4 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm

*5 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1372577_00003.htm

*6 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/066/toushin/mext_01888.html

図表 2-10-1-1

新しい時代の学びを支える学校施設のイメージ



図表 2-10-1-2

新しい時代の学びを支える学校施設のイメージ



図表 2-10-1-3

ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイデア集



ウェルビーイング向上のための
学校施設づくりのアイデア集



令和6年9月
学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

(2) 学校施設整備・活用推進プラットフォーム（CO-SHA Platform）

新しい時代の学びを実現する学校施設の整備・活用や技術的な課題に対応する学校設置者の取組を支援するため、文部科学省のウェブサイトプラットフォーム（CO-SHA Platform）^{*7}（図表2-10-2）を構築し、令和4年11月から運用を開始しました。今後CO-SHA Platformが、学校施設の整備・活用事例、ノウハウの蓄積・発信を行う「新たな学校施設のアイデア集」の役割、専門的・技術的な知見を有する「CO-SHA アドバイザー」による相談対応や助言等を行う「相談窓口」の役割、学校関係者の横のつながりづくりを目的とした「ワークショップ等のイベント開催」の役割といった三つの役割を果たせるよう、コンテンツの更新・充実を行っています。

令和7年度からは、これまでの取組を更に進め、新たに公立学校施設の設置者等を対象とする直接対話型のオンラインコミュニティを立ち上げ、全国の学校づくりに係る担当者等が、気軽に相談や意見交換ができる場の創出に取り組んでいます。

*7 参照： <https://www.mext.go.jp/co-sha/>

CO-SHA Platform ～学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム～



「新時代の学びを実現する学校施設」を目指して施設整備を行う学校設置者や、校舎を最大限活用したい教職員、整備を行う民間業者など、どなたでもご利用可能なプラットフォームです。

CO-SHA Platform ～ co-creation(共創), sharing ideas (共有) ～

I 新たな学校施設づくりのアイデア集 学校施設の整備・活用事例を 使いやすいコンテンツとして掲載します 令和5年度以降も掲載数を拡大予定  ✓ 事例ごとにPDFで出力可能 ✓ ビジュアルや図面などの情報を充実 ✓ 絞り込みにより便利なタグ機能	II アドバイザーへの相談窓口 学校建築アドバイザーによる助言や派遣を行う相談窓口を設置します 各分野の専門家への相談受付中 ✓ 学校建築のエキスパート ✓ 改修実績のある実務経験者 ✓ ICTを活用した新しい学びに関する有識者 など 相談例： 改修による柔軟で創造的な空間づくりのためのアドバイスがほしい	III イベント&コミュニティづくり ワークショップの開催やプロジェクトチームの募集・活動支援を行います 全国的な共創の実現に向けた取組 Step1. ワークショップイベントの実施 Step2. 現場同士の対話を通じた、全国的な共通課題の抽出 Step3. 共通課題の解決に向けた、プロジェクトチームの形成・支援 フィードバック 解決手法の全国展開
--	--	--

文部科学省 CO-SHA

検索



ワンストップ特設ページを公開中、ブックマークやお気に入り登録をお願いします

第2節 新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

1 教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備

公立学校施設については、現在、全国の公立小中学校の約6割が築40年以上を経過し、そのうち7割以上が改修を要するなど、老朽化が深刻な状況となっており、厳しい財政状況の下、着実に老朽化対策を進めていくことが喫緊の課題となっています（図表2-10-3）。

また、家庭や社会の環境の変化に伴い、少人数による指導体制や1人1台端末に対応した施設環境の整備、バリア

フリー化、熱中症防止等のための空調設備の設置、トイレの洋式化^{*8}・乾式化、脱炭素化等の学校施設の機能・性能の向上が求められています。

そのため、公立学校施設等の整備目標等を定めた文部科学省告示「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」と「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画」においても、これらの課題に対応するため計画的な整備を行うことの必要性を記載しています^{*9}。

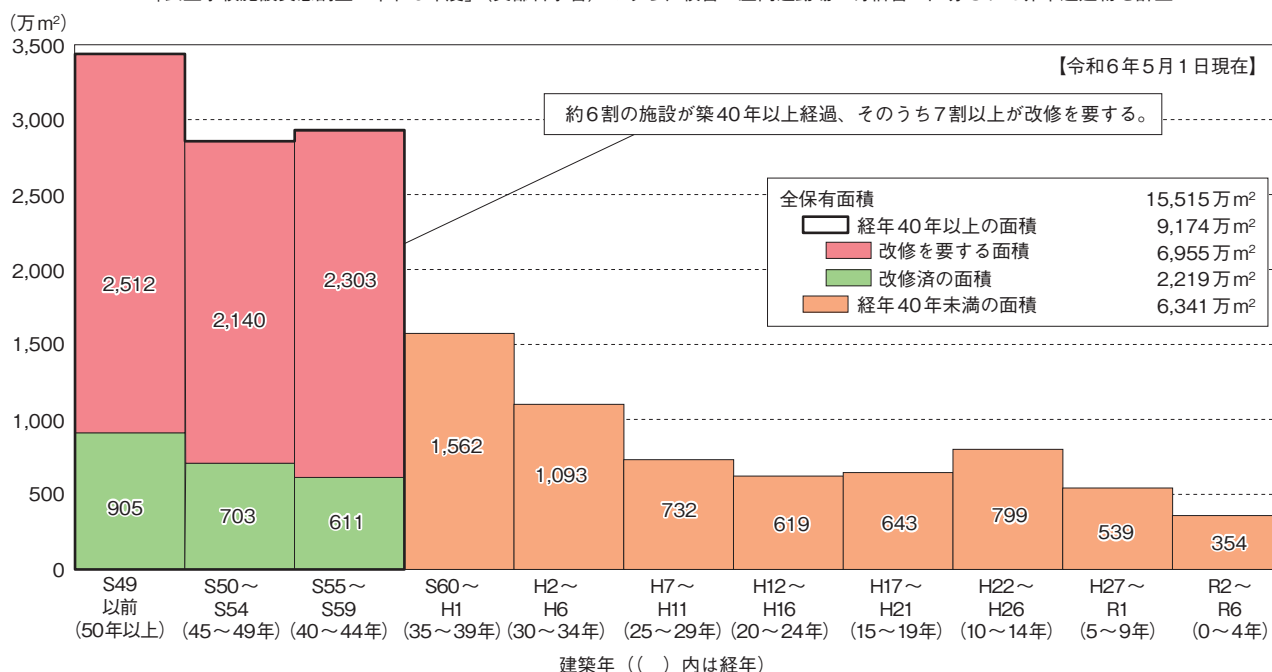
*8 公立小中学校等の空調（冷房）設備の設置状況については、令和6年9月1日現在、普通教室で99.1%、特別教室では68.7%、体育館等で22.1%となっている。また、公立小中学校のトイレの設置状況については、令和5年9月1日現在、洋式は68.3%、和式は31.7%となっている。

*9 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1306433.htm

図表2-10-3 公立小中学校の経年別保有面積

公立小中学校の経年別保有面積＜全国＞

※「公立学校施設実態調査 令和6年度」（文部科学省）のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建物を計上



(1) 長寿命化改修の推進

厳しい財政状況の下、公立学校施設を取り巻く様々な課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。

長寿命化改修は、コストを抑えながら建物の耐久性を高め、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後45年程度）で長寿命化改修を行うことにより、技術的には、70から80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。

文部科学省では、公立学校施設の長寿命化を推進するため、地方公共団体が行う長寿命化改修に対して国庫補助を行っています。

また、長寿命化に向けた取組を着実に進めるため、学校設置者が個別施設ごとの長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定し、計画に基づいて中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、計画的・効率的に取組を進めるよう促してきており、令和6年3月31日現在で99.3%の学校設置者において個別施設計画の策定が完了しています。

さらに、各設置者において計画の適時の見直しや内容の

充実が図られるよう、教育委員会と首長部局の連携に関する解説書や計画の充実、見直しに資する事例集等を作成・周知しています。

(2) 維持管理の徹底等

学校施設には、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性が求められます。建築当初には備わっているこれらの性能も、経年等により満たされなくなっている恐れがあります。学校施設の管理者等においては、当該施設が常に健全な状態であるよう、適切に維持管理を行うことが必要です。

近年、学校施設の老朽化に伴い、外壁等が落下する事故が相次いで発生する等、安全面における不具合が増加しています。また、体育館の床板剥離による負傷事故、防球ネットの支柱倒壊による児童死傷事故など重大事故も断続的に発生しています。

文部科学省では、このような学校施設に起因する事故等を防ぐため、学校設置者に対して、落下や倒壊等により重大な事故につながる恐れのある外壁や工作物等の点検を要請するなど安全確保に係る通知を発出するとともに、適切な維持管理が進むよう手引きやパンフレットなどを作成・周知しています^{*10}。

*10 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm

（３）学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設は、障害の有無にかかわらず児童生徒や教職員等が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があると同時に、災害時の避難所など地域コミュニティの拠点としての役割も果たすことから、バリアフリー化を進めることが重要です。

文部科学省では、令和２年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示した学校施設バリアフリー化推進指針を改訂しました。また、公立小中学校等において、７年度末

までの５年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標（図表2-10-4）を定めるとともに、３年度から、公立小中学校等のバリアフリー化工事に対する国庫補助の算定割合を３分の１から２分の１に引き上げています。

さらに、令和６年度には、２年度・４年度調査に引き続き、３回目となる「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」（６年９月時点）を実施しました^{*11}。調査結果を公表するとともに、文部科学省ウェブサイト内の「学校施設のバリアフリー化の推進」特設ページ^{*12}における情報発信や、全国の学校設置者等を対象とした講習会や各種会議等における普及啓発に取り組んでいます。

図表2-10-4 学校施設のバリアフリー化の整備目標

※学校施設のバリアフリー化に関する計画等がある地方自治体は31.9%

対象		令和２年度	令和４年度	令和６年度	令和７年度末までの目標
バリアフリースイッチ	校舎	65.2%	70.4%	74.3%	避難所に指定されている全ての学校 [*] に整備する ※令和６年度調査時点で総学校数の約94%（校舎）、約97%（屋内運動場）に相当
	屋内運動場	36.9%	41.9%	47.9%	
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	82.2%	全ての学校に整備する
		屋内運動場	74.4%	77.9%	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	57.3%	61.1%	
		屋内運動場	57.0%	62.1%	
エレベーター（１階建ての建物のみ保有する学校を含む）	校舎	27.1%	29.0%	31.2%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校 [*] に整備する ※令和６年度調査時点で総学校数の約43%（校舎）、約78%（屋内運動場）に相当
	屋内運動場	65.9%	70.5%	72.1%	

（４）公立特別支援学校の教室不足への対応

公立特別支援学校については、令和５年１０月１日現在、全国で3,359教室が不足しています。

文部科学省では、各地方公共団体に対し、特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を可能な限り速やかに策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないよう適切な対応を求めています。

さらに、令和２年度から６年度までを教室不足解消のための「集中取組期間」とし、既存施設を特別支援学校の用に供する改修や既存の特別支援学校校舎の改築・改修について、国庫補助の算定割合を３分の１から２分の１へ引き上げ、支援を強化するとともに、解消に向けた取組の状況や課題等についてフォローアップするなど、取組の加速化を働きかけています。なお、各地方公共団体の取り組み状況を踏まえ、「集中取組期間」を９年度まで延長を行っております。

* 11 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_01502.html

* 12 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html

(5) PPP/PFI等の多様な整備手法の活用

文部科学省では、文教施設において効率的かつ効果的な維持管理を実施するとともに、良好な公共サービスを提供するため、コンセッション事業を含めたPPP/PFI^{*13}の案件形成を推進しています。令和5年度は新たに、多様な文教施設における伴走支援等の事業、PFI等の活用に関する調査等を実施しました。今後も、首長等へのトップセールスや説明会等の実施を通じて周知を図り、コンセッション事業を含めたPPP/PFIを検討する地方公共団体等の支援に取り組んでいきます。

また、地域や社会と連携・協働し、共に創造する共創空間を実現するために、文教施設を集約化・複合化することも一つの手法です。文部科学省では、文教施設を集約化・複合化等の実施状況調査の結果等により実態を把握するとともに、集約化・複合化に関する基本的な考え方と留意事項等を提示した報告書や事例集等^{*14}を周知しています。

(6) 廃校施設等の有効活用

少子化による児童生徒数の減少に伴って廃校施設等が生じています。廃校施設等は、地方公共団体にとって貴重な財産であるため、地域の実情やニーズに応じて有効活用することが重要です。廃校施設等は、社会体育施設や社会教育施設、福祉施設や民間企業の工場、オフィス、宿泊施設などに活用されている事例もあります。

文部科学省では、廃校施設等の活用事例や、活用用途を募集している廃校施設の一覧、活用に当たって利用可能な各省庁の補助制度等についてパンフレットや文部科学省ウェブサイトを通じて情報提供したり、廃校の活用を推進するイベントを開催したりしています（「みんなの廃校プロジェクト」^{*15}）。また、国庫補助金により整備した学校施設を学校以外に転用等する場合に必要な財産処分手続を簡素化し、有効活用を促しています。

2 脱炭素化の推進

(1) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

文部科学省では、脱炭素化の推進の一環として、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進しています。エコスクールは、児童生徒等にとって健康的で快適な学習・生活空間を備えるとともに、環境負荷低減を図ることができます。また、児童生徒等が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育拠点としての機能も果たすことができます。地方公共団体がエコスクールとして整備する公立学校施設整備事業について、関係省庁と連携し「エコスクール・プラス」として認定しています。

さらに、2050年脱炭素社会の実現に向けて、これまでのエコスクールの取組の深化を図り、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指したネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）^{*16}の整備（**図表2-10-5**）を推進していくこととし、令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域に立地する学校等のうち、ZEB Ready^{*17}を達成する事業に対し、国庫補助単価の上乗せを行っています。

あわせて、令和5年3月に「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について」（報告書）^{*18}を公表するとともに、6年3月には「学校施設のZEB化の手引き」^{*19}を公表するなど、技術面の普及啓発も行っています。

また、学校施設は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づき、エネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。このため文部科学省では、学校でできる省エネルギー対策に関する資料「学校でできる省エネ」^{*20}や学校等における省エネルギー推進のための基本的事項をまとめた「カーボンニュートラルへの第一歩～学校のための省エネガイドブック～」^{*21}を作成し、学校設置者への周知を図っています。

*13 PPP：Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。

PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

コンセッション事業：利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

*14 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1364500.htm

*15 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

*16 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）：室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

*17 ZEB Ready：『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物。

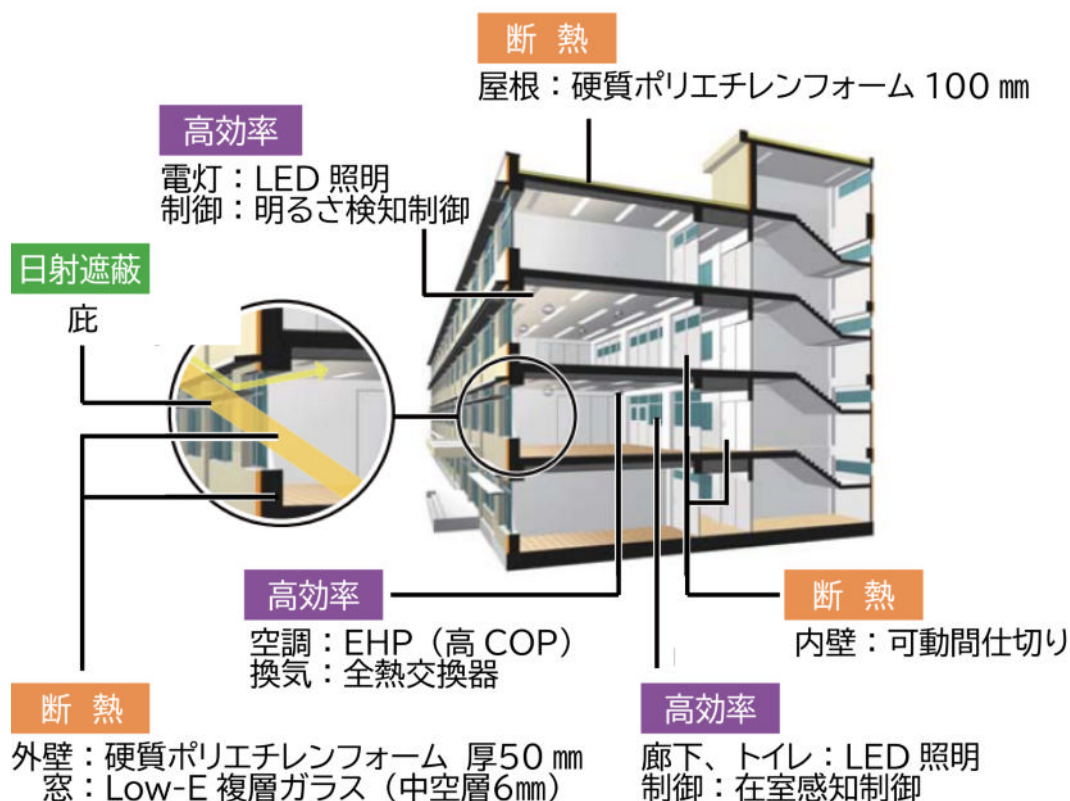
*18 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00006.htm

*19 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/mext_02655.html

*20 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1319057.htm

*21 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1416430.htm

図表2-10-5 校舎のZEB化における技術導入のイメージ



(2) 学校施設の木材活用

学校施設に木材を活用することは、温かみと潤いのある教育環境づくりを進める上で効果的です。また、地域の木材を利用することによって、校舎への愛着、地域文化の理解促進、森林の水源かん養等の効果も期待されます。さらに、木材は再生可能であることに加え、「カーボンニュートラル」な資源であるため、気候変動対策にも貢献できます。

木材を活用した学校施設の整備に当たり、文部科学省では、令和3年6月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(通称：都市(まち)の木造化推進法)を踏まえ、

林野庁や国土交通省と連携して、地方公共団体等を対象とした講習会の実施や事例集の作成等の普及啓発活動に取り組む^{*22}とともに、木材を利用した公立学校施設の整備について国庫補助を行っています。特に、地域材を利用して木造建物を整備する際の国庫補助単価の上乗せや、4年度より学校施設の内装木質化を標準仕様とし、国庫補助を拡充しています。

なお、令和5年度に建築された公立学校施設(691棟)のうち、477棟が木材を使用しています。このうち、木造施設は108棟、内装木質化を実施した施設は378棟でした。

第3節 未来を拓く教育研究活動等の基盤形成

国立大学等の施設は、将来を担う人材の育成の場であるとともに、地方創生やイノベーション創出等教育研究活動を支える重要なインフラです。しかし、国立大学等の施設は、昭和40年から50年代に大量に整備された施設が一斉に老朽化していること、キャンパス内に敷設されている給

排水管や電気設備などのライフラインの老朽化も著しく進行していることから、安全面はもちろん機能面に問題がある施設が多数存在し、高度化・多様化する教育研究活動に対応する上で様々な支障が生じています(図表2-10-6)。

* 22 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/mext_01759.html

図表2-10-6 国立大学等施設の老朽化状況



こうした中、文部科学省では、「国立大学法人等施設整備5か年計画」を策定し、計画的・重点的な施設整備を実施しています。具体的には、多様な教育や独創的・先端的な研究に対応できる総合研究棟など、国立大学法人における人材養成、学術研究の推進に必要な施設・設備の整備を

行っています（図表2-10-7）。また、新しい時代にふさわしい国立高等専門学校の機能の高度化や国際化の実現に向け、国際寮の整備や老朽化の著しい学生寮、校舎等の改善整備を行っています。

図表2-10-7 国立大学等における安全・安心な教育研究環境の確保や機能強化等に対応するための施設整備事例



1 今後の国立大学等施設の整備充実に向けた方向性（キャンパス全体の共創拠点の実装化等）

文部科学省では、令和3年度から7年度までを計画期間とする「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（3年3月31日文部科学大臣決定）（以下「第5次5か年計画」という。）を策定し、本計画においては、国立大学等への期待を踏まえ、教育研究の高度化・多様化・国際化への対

応はもとより、産業界や地域との共創の拠点としての役割を果たすために、キャンパス全体を「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」^{*23}としていくことを掲げています（図表2-10-8）。

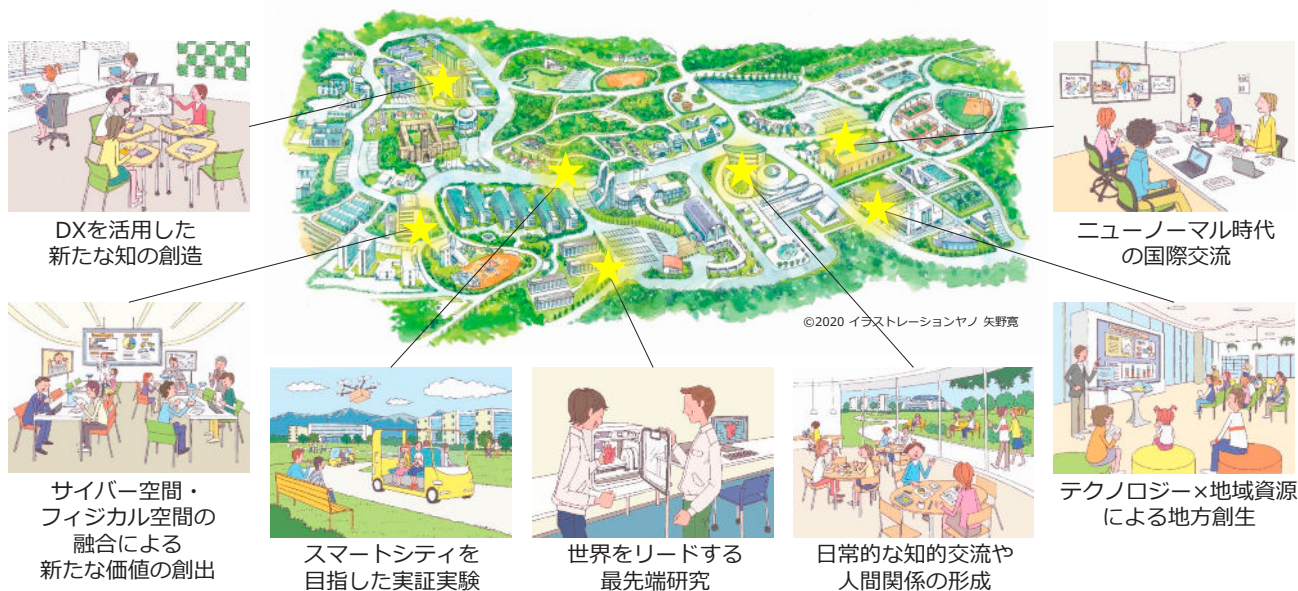
^{*23} イノベーション・コモンズ：教育、研究、産学連携、地域連携など様々な分野・場面において、学生、研究者、産業界、自治体など様々なプレーヤーが対面やオンラインを通じ自由に集い、交流し、共創することで、新たな価値を創造できるキャンパス。

「イノベーション・commons」のイメージ

「イノベーション・commons（共創拠点）」とは

- ・あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレーヤーが**共に創造活動を展開**する「共創」の拠点
- ・教育研究施設の個別の空間だけでなく、食堂や寮、屋外空間等も含め **キャンパス全体が有機的に連携**した「共創」の拠点
- ・**対面とオンラインのコミュニケーションが融合**し、**ソフトとハードが一体**となって取り込まれる「共創」の拠点

⇒ **多様な学生・研究者や異なる研究分野の「共創」、地域・産業界との「共創」の促進等により、教育研究の高度化・多様化・国際化、地方創生や新事業・新産業の創出に貢献**



また、現在、第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8年度から12年度）の策定に向け、大学施設や高等教育に関する有識者、全国知事会や経済団体の関係者から成る「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、国立大学法人等の施設整備の目指すべき方向性等を検討しており、7年4月に「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（8から12年度）策定に向けた中間まとめ」を取りまとめました。

文部科学省では、引き続き、多様な財源も含めて国立大学等施設の計画的かつ重点的な施設整備を推進していきます。

2 国立大学等施設の整備充実に向けた取組

（1）戦略的な施設マネジメントの推進

大学の理念やアカデミックプラン^{*24}の実現のため、経営的視点から、施設の整備や維持管理、既存施設の有効活用、脱炭素化、これらに必要な寄附等の多様な財源を含め

た財源の確保等の施設全般に係る取組をより一層推進することが求められています。

このため、文部科学省では、施設マネジメントの基本的な考え方、具体的な実施方策や先進事例等を示した報告書や事例集を作成し^{*25}、国立大学等における戦略的な施設マネジメントの取組を推進しています。また、国立大学等が保有する個別施設ごとの長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進し、全ての国立大学等で個別施設計画が策定されています。

引き続き、国立大学等の個別施設計画の更新状況を適時確認するなど、戦略的な施設マネジメントの取組を推進するとともに、多様な財源を活用した施設整備を一層推進していきます。

（2）国立大学の附属病院施設の整備

先端医療・地域医療を支えている国立大学附属病院施設の再開発整備については「第5次5か年計画」に基づき、事業の継続性を踏まえつつ、計画的に推進しています。さ

*24 アカデミックプラン：大学の理念を踏まえた教育、研究等に関する将来構想。

*25 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1318421.htm

らに、災害発生時や、新たな感染症等の不測の事態が発生した場合においても、地域医療の最後の砦として医療活動を継続するために必要な施設の整備や、各国立大学附属病院の役割に応じた新たな機能確保等のための整備に対する支援を行っています。

3 大学等の施設づくりへの技術支援

文部科学省では、国立大学等施設の質的水準の確保・向上を図るとともに、社会の変化に対応した施設づくりのため、技術的な面から国立大学等の施設づくりを支援しています。

また、国公立大学、研究機関等の施設における脱炭素化推進のための取組を実施しています。

(1) 技術的基準の整備

国立大学等の施設整備に当たっては、施設の品質と性能

を確保するため、施設整備にかかる設計や工事施工の基準として、各府省庁共通の「統一基準」^{*26}や文部科学省ほか各府省庁が個別に定める「特記基準」^{*27}などの技術的基準を定めています。

また、国立大学等が施設を整備する際の基本的な考え方を示した設計指針の作成等を行っています。

(2) 脱炭素化（ZEB化等）の推進

気候変動問題を受けて、国立大学等においても脱炭素化の一層の推進が求められています。文部科学省では、国立大学等施設におけるカーボンニュートラルに向けた取組として「ZEBチェックポイント～設計におけるZEB対応確認事項～」^{*28}及び「国立大学法人等施設におけるカーボンニュートラルに向けた取組事例」^{*29}を作成・周知するなど、社会の先導モデルとなるZEBの整備を推進しています。

第4節 文部科学省の防災・減災対策の充実

1 防災体制の確立

地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、火山噴火などの自然災害や事故災害に対し迅速かつ適切に対処するためには、総合的かつ計画的な防災対策を進めることが重要です。

文部科学省では、「災害対策基本法」等を基に、防災に関し必要な事項を定める「文部科学省防災業務計画」^{*30}を策定し、防災対策の充実に努めています。また、「文部科学省首都直下地震対応業務継続計画」^{*31}を策定し、文部科学省の所掌事務の中で、非常時においても国民生活上重要かつ停滞してはならない事務を必要最低限継続できるよう、防災体制の確立に努めています。

都道府県や市町村においては、「防災基本計画」や「文部科学省防災業務計画」等を基に地域防災計画を作成し、学校などにおける防災体制の整備・充実に進めています。

2 災害予防の推進

文部科学省では、平時から大規模自然災害等に対する備

えを行うことが重要であることから、「国土強靱化基本計画」^{*32}を踏まえ、防災・減災に資する施策を推進しています。なお、同計画は、平成26年6月に策定され、その後、令和5年7月に改定され、中長期的な目標や施策分野ごとのハード・ソフトにわたる推進方針が定められました。同年6月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が改正され、政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として「国土強靱化実施中期計画」を定めることとし、令和7年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」^{*33}が閣議決定されました。

また、令和4年3月に「第3次学校安全の推進に関する計画」^{*34}が閣議決定され、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練のより一層の充実が示されています。さらに、児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所等としての役割も果たす学校施設について、防災機能の強化に向けた取組を推進しています。

*26 統一基準：官庁施設整備に関し、各府省庁が定めた基準類のうち、共通化することが合理的な基準類を整理・統合し、各府省庁統一の基準として「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」の決定を受けた基準類。

*27 特記基準：施設の特種要因等のため、「統一基準」により難い部分がある場合に、「統一基準」を補完する基準として各府省庁が個別に定めた基準類。

*28 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1401362_00001.htm

*29 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1404577_00002.htm

*30 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/gyoumu/1329040.htm

*31 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/keizoku/index2.htm

*32 参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html

*33 参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/index.html

*34 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm

(1) 学校施設等の耐災害性の強化

①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、令和3年度から7年度までの5か年に重点的かつ集中的に講じる対策として「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」*³⁵が2年12月に閣議決定されました。これに基づき、文部科学省としては、学校や独立行政法人の施設の老朽化対策、文化財の防火対策・耐震対策、災害支援にも活用できる大学・高専の練習船の建造及び地震津波火山観測網の整備等について、財政支援など必要な対策に取り組んでいます。

②学校施設の防災機能強化の推進

災害時には多くの学校施設が避難所等として活用されます。一方で、令和6年能登半島地震では、これまでの耐震化の取組により、倒壊被害は生じませんでしたが、非構造部材の損傷等に加え、トイレや電気、水の確保等の避難所に関する様々な課題が生じました。

文部科学省では、災害時に地域住民の避難所となる公立学校施設の防災機能の保有状況等を調査*³⁶するとともに、防災担当部局等との適切な連携・協力体制を構築し、避難所ともなる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう教育委員会等に周知しています。さらに、学校設置者が実施する学校施設における防災機能強化の取組に対して、国庫補助を行っています。

また、近年、水害や土砂災害の激甚化・頻発化により、学校において甚大な被害が発生しています。令和3年6月に文部科学省において公表した調査*³⁷では、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地し、地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられている学校が、全国の公立学校約3万7,000校のうちの約3割となるなど、水害等のリスクを抱えている学校が一定数あることが明らかになりました。

調査結果を踏まえ、文部科学省では学校及び学校設置者等に対し、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」*³⁸や「学校施設の水害・土砂災害対策事例集」*³⁹等を周知し、ソフト・ハード両面から対策が講じられるよう取組を推進しています。

加えて、令和3年11月から有識者会議を立ち上げ、学校施設の水害対策について検討を行い、5年5月に学校施設の水害対策の基本的な考え方や検討手順等を示した「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」を策定しました。

また、国立大学の附属病院では、大規模災害時に医療を継続して提供することが期待されています。そのため、必要な電気や水の確保が課題となることから国土強靱化基本計画において、防災・減災機能強化を含めた施設整備を進めることとしています。自然災害が発生した場合においても附属病院としての機能を維持できるよう、防災機能強化のための整備を推進しています。

③非構造部材などの耐震対策

公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、耐震化により安全性を確保することは極めて重要です。

令和6年4月1日現在、公立小中学校施設の構造体の耐震化率は99.9%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は99.6%とおおむね完了しているものの、吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率は68%となっており、引き続き対策が必要です。

文部科学省としては、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策が未完了の地方公共団体に対して、一刻も早く耐震化が完了するよう要請するとともに、老朽化した施設では、地震発生時にガラスの破損や内外装材の落下など非構造部材の被害が拡大する可能性が高いため、吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策、防災機能強化についても対策を推進しています。

④学校体育館等への空調整備

公立小中学校は、その約95%が避難所として指定を受けているにもかかわらず、体育館への空調設置率は、令和6年9月現在の調査において、全体の約2割に留まっています。文部科学省では、空調設備の整備ペースの加速化を目指して、令和6年度補正予算において新たに空調設備整備臨時特例交付金を創設し、各地方公共団体における学校体育館等への空調整備を促進しています。

(2) 実践的な防災教育・訓練の充実

各学校の防災教育については、児童生徒等が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けられるよう、学習指導要領等に基づき関連教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて行われています。地域の災害リスク等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、実践的な防災教

* 35 参照： https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/pdf/taisaku.pdf

* 36 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1420466_00003.htm

* 37 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00002.htm

* 38 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

* 39 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00001.html

育・訓練が展開されています。

文部科学省では、学校が抱える防災をはじめとした安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法を開発したり、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制の構築を支援したりするほか、教職員に対する研修の実施についても支援しています。

3 災害応急対策の取組

文部科学省では、自然災害が発生した場合、被害情報の収集に努めるとともに、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止等に当たって必要な措置を講じるよう、都道府県教育委員会等の関係機関に要請しています。

また、地震によって文教施設が被災した場合、余震等による建物の倒壊や、落下物による二次災害から児童生徒等や避難住民等の安全を確保するため、地方公共団体等からの要請に応じて、建物の当面の使用可否を調査する文教施設応急危険度判定士を被災地に派遣する体制を整備しています。

4 災害復旧等の支援

令和6年度には、激甚災害指定のあった「令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害」や「令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害」等により、学校施設等が損壊、浸水するなどの被害が生じました。文部科学省では、こうした自然災害により被

害を受けた文教施設等において、施設の復旧に要する経費の一部又は全部を国庫負担（補助）しています。



令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による被害状況

5 防災に関する研究開発の推進

科学技術を生かして自然災害による被害の軽減を図るため、文部科学省は、地震調査研究推進本部の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測についての調査研究^{*40}を進めています。あわせて、防災科学技術研究所（NIED）は、我が国の防災・減災研究の基盤となる陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）^{*41}等の整備・運用を行うとともに、それらを活用した研究開発を実施しています。

第5節 「令和6年（2024年）能登半島地震及び豪雨」への対応

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県輪島市及び志賀町で震度7を観測しました。この地震では、北陸地方を中心に、死者592人（災害関連死を含む。）、負傷者1,300人以上、建物の被害は20万棟以上（令和7年5月

13日現在）となる等、甚大な被害がもたらされました。発災が元日であったため、学校管理下における人的被害はなかったものの、学校施設1,024校、社会教育施設等768施設が被害を受け、文化財の被害も426件（令和6年5月30日現在）に上りました（図表2-10-9）。

* 40 参照： https://www.jishin.go.jp/database/project_report/

* 41 参照： <https://www.mowlas.bosai.go.jp/mowlas/>

図表2-10-9

文部科学省関係の被害情報（令和6年5月30日12時00分時点）

※文部科学省に報告のあったもの

物的被害情報

都道府県名	国立学校施設 (校)	公立学校施設 (校)	私立学校施設 (校)	社会教育・体育・ 文化施設等 (施設)	文化財等 (件)	独立行政法人等 (施設)	計
山形県					2		2
福島県				1	1		2
新潟県	9	333	26	160	96	1	625
富山県	4	240	43	165	130	2	584
石川県	9	300	29	423	188	1	950
福井県	2	10	3	9	3		27
長野県	2	2		8			12
岐阜県	2	2		2	3		9
愛知県	1				1		2
三重県					1		1
滋賀県	1						1
京都府	1		1		1		3
大阪府	1						1
兵庫県		3					3
計	32	890	102	768	426	4	2222
14府県	幼 小 中 高 特別 大学 高専	幼 小 中 義務 高 中等 特別 大学 ほか	幼 小 高 大学 短大 専各 ほか	14 1 26 19 8 34	294 9 333 126 6 国宝（建） 重文（建） 登録（建） 重文（美） 史跡 特名 名勝 天然 景観 登録（記） 伝建 重有民 重無民 ほか 世界遺産（※） 日本遺産（※）	56 2 184 6 22 1 9 4 2 1 13 4 1 121 4 43	独法 4

主な被害状況：がけ崩れ、敷地内亀裂隆起、校舎壁ひび割れ、ガラス破損、エキスパンションジョイント破損 等

※上記一覧表における「世界遺産」及び「日本遺産」の被害件数は、上記一覧表における被害件数の「計」には含めない。

※凡例：幼…幼稚園、小…小学校、中…中学校、義務…義務教育学校、高…高等学校、中等…中等教育学校、特別…特別支援学校、大学…大学、短大…短期大学、高専…高等専門学校、専各…専修学校・各種学校、社教…社会教育施設、青少…青少年教育施設、社体…社会体育施設、文化…文化施設、国宝（建）…国宝（建造物）、重文（建）…重要文化財（建造物）、登録（建）…登録有形文化財（建造物）、重文（美）…重要文化財（美術工芸品）、史跡…史跡、特名…特別名勝、名勝…名勝、天然…天然記念物、景観…文化的景観、登録（記）…登録記念物、伝建…伝統的建造物群保存地区、重有民…重要有形民俗文化財、重無民…重要無形民俗文化財、独法…独立行政法人

第10章

安全・安心で質の高い学校施設の整備、防災・減災対策の充実

1 文部科学省の対応等

(1) 学校の再開支援等

①学校施設の復旧への支援

石川県教育委員会からの派遣要請を受け、令和6年1月11日から22日にかけて、被災した文教施設の当面の使用の可否を調査するため、応急危険度判定士の職員等を派遣し、公立学校58校の応急危険度判定を実施しました。また、建物の構造体に大きな被害があった施設について、専門家による建物の建替えの要否の判定を行う被災度区分判定を一般社団法人日本建築学会に委託し、91施設（学校58校、社会教育施設33施設）について現地調査を実施しました。さらに、被災した学校施設の早期復旧に資するよ

う、自治体の担当者から復旧制度等について、ホットライン（相談窓口）を開設し被災した学校施設の仮設校舎や本格復旧の支援を行っています。あわせて、災害復旧事業について、手続きの簡素化や、対象範囲の拡充等を行ってき



仮設校舎に登校する児童の様子

②子供たちへの環境整備、教職員派遣等

令和6年能登半島地震では、被害が特に大きかった奥能登地域のうち、輪島市や珠洲市、能登町において、生徒の学びの機会を確保するため、希望する中学生を県内の施設に集団避難させる対応が取られました。

発災によって、1人1台端末の破損等が生じたことや、被害が発生した地域の学校及び児童生徒の避難先の通信環境が必ずしも十分ではないことに鑑み、民間事業者の協力を得て、学習者用端末と回線契約付のWi-Fiルーターを各1,500台程度確保し、自治体の状況・要望に応じて無償貸与を進めました。

被災地域における児童生徒の通学支援については、被災自治体からの要望を踏まえて小・中学生に加え高校生も補助対象としたほか、被災により通学困難となった児童生徒に対し、スクールバスの運行等の通学支援を自治体が行う場合は、へき地児童生徒援助費等補助金により支援を行いました。

避難所や集団避難先で生活するなど、平時と異なる環境におかれた子供たちを支援するため、被災自治体と連携して活動する民間団体による取組も含め、被災地の子供たちに学習や体験活動の機会を提供する取組への支援を実施しています（令和6年度は10団体に実施）。また、国立青少年教育振興機構が設置する国立能登青少年交流の家では、被災地の子供たちに対して、心身の健康づくりとリフレッシュを図るため、「リフレッシュ・キャンプ」等を実施し、約1,300名の子供たちに体験活動の機会を提供しました（令和7年3月13日現在）。

学校施設の破損等により従来の活動場所で部活動ができ

ない生徒が、継続して活動できるよう、従来と異なる活動場所までの移動にかかる経費及び部活動指導員の配置に係る支援を行いました。なお、令和6年度全国中学校体育大会の一部競技は、主催者である公益財団法人日本中学校体育連盟、関係競技団体、石川県教育委員会及び開催市町教育委員会の御尽力により予定通り石川県内で開催されました。

文部科学省では、令和6年能登半島地震の発災直後から、関係省庁や被災自治体等と連携しながら、被害実態等をきめ細かく把握し、学習指導や生活指導等に必要な教職員の派遣支援のほか、心のケア等に必要なスクールカウンセラーの追加派遣、教員業務支援員、学習指導員の追加配置に係る支援等を行いました。教職員の派遣支援については、珠洲市、輪島市及び能登町の中学生の集団避難先に、55の都道府県市及び教職員支援機構（NITS）の協力を得て、文部科学省職員10名を含め延べ290名を派遣するとともに、スクールカウンセラーの追加派遣については、県内外から延べ約1,031名（令和6年7月31日時点）を派遣しました。加えて、7年度においては教職員の加配定数及び被災した児童生徒のためのスクールカウンセラーの追加配置について、被災自治体の要望どおり措置しています。

③被災した児童生徒・学生等への配慮等

経済的支援としては、各都道府県教育委員会等に対し、被災した児童生徒等に対する就学援助や高等学校等就学支援金・高校生等奨学給付金等の支給について柔軟な対応を行うよう依頼しました^{*42}。また、被災した学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、日本学生支援機構（JASSO）は災害により家計が急変した場合の給付型奨学金及び貸与型奨学金の申込みを随時受け付けるとともに、自宅等が半壊以上等の被害を受けた学生等を対象とした災害支援金の給付を実施しました。文部科学省では、これらを含めた修学に係る経済的支援策について学生等及び保護者に対し周知し、適切に取り計らうよう、大学等に依頼しました^{*43}。

被災した児童生徒が在籍する学校において、課程の修了の認定等に当たって、弾力的に対処し、被災した児童生徒の進学・就職等に不利益が生じないように配慮することや、児童生徒の状況に応じた補充のための授業等について配慮すること等について、各都道府県教育委員会等に依頼しました^{*44}。また、大学等に対しても、被災した学生等の単位

* 42 「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和6年1月7日付け 大臣官房文教施設企画・防災部長、総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長通知）

* 43 「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和6年1月10日付け 総合教育政策局長、高等教育局長通知）、「令和6年能登半島地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について（通知）」（令和6年1月11日付け 総合教育政策局長通知）

* 44 「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和6年1月7日付け 大臣官房文教施設企画・防災部長、総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長通知）、「令和6年能登半島地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について（通知）」（令和6年1月11日付け 総合教育政策局長通知）

認定等への弾力的対応や、就職活動中の学生等への一層の支援を依頼しました^{*45}。さらに、厚生労働省が、就職活動に影響を受けた、または採用内定の取消等にあった学生・生徒等の相談に対応するため、石川県の新卒応援ハローワーク（金沢市）等に学生等震災特別相談窓口を設置したこと等を周知しました。

加えて令和6年度入学者選抜においては、被災した受験者への配慮として、以下のような措置を講じました。中学校、高等学校等における令和6年度入学者選抜の実施に当たり、被災した受験生の状況等を踏まえつつ、必要に応じ、出願期間の延長、出願期間後の受付、提出書類等の簡素化、受験日の延期、追検査の実施等、被災した受験生の受験機会確保のため、弾力的に対応すること等について、6年1月4日に、各都道府県教育委員会等に対し通知を発出しました^{*46}。

大学入学共通テストについては、大学入試センターにおいて追試験会場を追加で金沢大学に設置した他、各大学が実施する個別入試については、被災した受験生に最大限配慮し、出願手続や受験機会の確保等について各大学が実情に応じた柔軟な措置を講じていただくことを目的として全ての国公私立大学に対し、通知を発出したしました^{*47}。また、各大学の個別入試の出願や受験に際して、大きな問題が生じた場合の電話相談窓口を文部科学省に設置しました。

（2）輪島塗等の文化財被害の復旧への支援

金沢城（史跡）の石垣の崩落や、旧角海家住宅（重要文化財）をはじめとする黒島地区（重要伝統的建造物群保存地区）における多数の建造物の倒壊を含む、429件（令和6年11月8日現在）の文化財の被害報告を受けたほか、重要無形文化財「輪島塗」をはじめとする無形文化財についても、多くの関係者が被災しました。

こうした文化財の被害状況を把握するため、文化庁では文化財調査官等を令和6年1月12日以降順次、石川県、富山県、新潟県に派遣しました。同年1月9日に文化財等災害対策委員会を開催し、これを受け、国立文化財機構において、文化財ドクター派遣事業及び文化財レスキュー事業を開始し、被災地の文化財の早期修理・復旧に取り組みました。また、国指定等文化財の災害復旧事業を準備の整ったものから順次実施しています。さらに、同年3月に開始した寄附促進事業「文化財サポーターズ」において

は、被災した文化財の復旧・復興支援に対し寄附を募集し、7年2月末までに集まった約1,390万円を公募により決定した助成対象に分配しました。加えて、文化施設についても、施設や所蔵品の損傷等の被害を受けた場合に、復旧のための支援や補助等について法人・個人を問わず相談できる窓口を、6年1月16日に文化庁に設置し、制度の利用や寄附等に関する14件（6年5月31日現在）の相談に対応しました。

（3）防災科学技術研究所等における調査研究等の取組

防災科学技術研究所（NIED）は、令和6年能登半島地震を受け、6年1月1日から政府現地対策本部に災害時情報集約支援チーム（ISUT）として職員を派遣し、NIEDが開発した基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP 4 D）を活用して様々な災害情報を集約・共有して、災害対応機関の支援を行いました。令和6年9月20日から大雨では、SIP 4 Dを介して集約された通信状況、生活支援箇所、衛星画像、さらにNIEDが作成した土砂流出推定、浸水域推定、大雨のまれさ等の情報を、NIEDの特設ウェブサイト「bosaiXview：令和6年9月20日から大雨」において情報発信を行いました。

海洋研究開発機構（JAMSTEC）は、関係機関と連携し、令和6年能登半島地震の地震活動の推移及び発生メカニズムの把握等を目的とした調査航海を実施するとともに、得られた調査結果を地震調査研究推進本部地震調査委員会等に随時報告しています。6年度は令和6年度一般会計予備費等を用いて4回の調査航海を実施しました。

2 「令和6年（2024年）能登半島地震及び豪雨」を踏まえた検討

（1）被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）

令和6年能登半島地震や同年の豪雨では、学校施設に被害が生じただけでなく、教職員も被災し、早期の学校再開が困難となる中、文部科学省として、速やかな学校施設の復旧に向けた文部科学省職員の派遣等の支援のほか、応援教職員やスクールカウンセラーの派遣調整等を行いました。また、兵庫県をはじめとする5県からは、学校支援チーム^{*48}の派遣が行われました。

これらの対応の教訓を次に繋げるため、文部科学省では、今後の取組について検討し、大規模災害時における早

*45 「令和6年能登半島地震により被災した学生への配慮等について（通知）」（令和6年1月10日付け 高等教育局長通知）

*46 「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の安全確保等について（通知）」（令和6年1月4日付け 大臣官房文教施設企画・防災部長、総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長通知）

*47 「令和6年能登半島地震の発生に伴う令和6年度大学入学者選抜における対応について（通知）」（令和6年1月5日付け 高等教育局長通知）

*48 学校支援チーム：被災都道府県等における早期の学び確保に向けた課題を解消することを目的として、被災地外の都道府県から派遣される教職員等のチーム。詳細については、Column07（p.250）を参照。

令和6年能登半島地震における 「学校支援チーム」の活動について

学校支援チームとは、被災した学校の早期の学び確保に向けた課題解消のため、災害時の対応について訓練された教職員等で構成されたチームです。

令和6年能登半島地震発災時には、兵庫・熊本・三重・宮城・岡山の5県に学校支援チームが設置されており、各県は被災地に入り、学校の早期再開に向けて支援を行いました。

学校支援チームでは、まず先遣隊が被災地に派遣され、支援ニーズ等について現地と意見交換を実施し、各学校の状況や課題の把握が行われました。そして、現地のニーズや状況、課題に応じたきめ細やかな支援が行われました。

例えば、阪神・淡路大震災を契機に2000年に発足した兵庫県の学校支援チーム「EARTH」では、1月の発災直後から3月までの間、被災地の教職員が子ども達に向き合える環境を整えるため、教室内の片付けや整理、教職員・児童生徒への心のケア、学校再開へのロードマップ作りや



心のケアの絵本読み聞かせ

職員研修、登下校指導等、多岐にわたる支援が実施されました。また、夏季休業中には、被災地の教育委員会の派遣要請に応じて、教職員への心のケアや学校の防災教育、防災体制に係る校内研修等が実施されました。

文部科学省としては、学校支援チームが被災地の早期の学び確保に有効であること、今後の大規模災害では広範囲で被害が発生する可能性があることを踏まえ、令和6年度補正予算において学校支援チームの新設等の支援にかかる経費を計上しました。引き続き、既存の学校支援チームとの連携強化を行うとともに、自治体の新規立ち上げに向けた取組の周知や支援等を実施してまいります。



登下校指導の様子

能登半島地震における各県の学校支援チームの実績

R6.11.1 現在

取組	発足年 (きっかけ)	目的 (何のために)	能登地震の 派遣時期 派遣先	能登地震の 派遣人数	派遣人材の 確保人数
災害時学校支援 チームみやぎ MIRAI (宮城県)	2019年発足 (東日本大震災の教 訓から)	● 教育復興の支援	先遣隊: 1/13から 本隊: 1/23~3/1 派遣先: 能登町	延べ18名 (3名/チーム)	156名
三重県災害時 学校支援チーム (三重県)	2021年発足 (南海トラフ地震に備 えて)	● 学校教育の早期復旧の支 援	先遣隊: 1/10から 本隊: 1/19~3/31 派遣先: 輪島市	延べ46名 (3名/チーム) ※初回5名	80名
震災・学校支援 チーム EARTH (兵庫県)	2000年発足 (阪神・淡路大震災を 機に)	● 学校教育応急対策と早期 再開 ● 児童生徒・保護者・教職員 の心のケア	先遣隊: 1/5から 本隊: 1/15~3/15 7/29~8/2 派遣先: 珠洲市	延べ119名 ※1/5~3/15 103名 (1~2名を各学校へ派遣) ※7/29~8/2 16名	238名
災害時学校支援 チームおかやま (岡山県)	2022年発足 (西日本豪雨災害を 機に)	● 学校教育の応急対策 ● 教育活動の早期再開に向 けた支援 ● 児童生徒・教職員等の心の ケア	先遣隊: 1/10から 本隊: 1/16~2/16 派遣先: 七尾市	延べ29名 (5、6名/チーム)	108名
熊本県学校支援 チーム (熊本県)	2018年発足 (熊本地震を機に)	● 学校の早期再開と児童生 徒・教職員の心のケア	先遣隊: 1/12から 本隊: 1/15~3/15 9/10~9/12 10/14~10/25 派遣先: 輪島市	延べ58名 (2、3名/チーム) ※1/15~3/15 51名 9/10~9/12 3名 10/14~10/25 4名	229名

期の学び確保のため教職員等を派遣する枠組み「D-EST（ディーエスト）^{*49}」の構築に向けて、令和6年12月に最終まとめ^{*50}を公表するとともに、令和6年度補正予算において、学校支援チームの新設等の支援にかかる経費を計上したところです。

（2）国立教育政策研究所の取組

令和6年能登半島地震では、施設面においても学校再開に課題が見られたことから、国立教育政策研究所では、令和6年10月に調査研究会を立ち上げ、当該地震をはじめとする過去の大災害における学校再開に向けた施設面での課題やそれを乗り越えた工夫等を調査し、そこから得られたノウハウや課題、平時から実施すべき取組等を示した「被災地における学校再開に向けた施設面での課題と工夫に関する調査研究」報告書^{*51}を7年3月に公表し、全国の教育委員会等に周知しました。

（3）地震調査研究推進本部の取組

①地震活動の評価の実施

地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）では、令和6年1月1日のマグニチュード7.6の地震発生の翌日に臨時の地震調査委員会を開催しました。また、その後の定例の地震調査委員会においても、令和6年能登半島地震の発生メカニズムや今後の見通し等について議論を行い、地震活動の評価を公表してきました。さらに7年1月には、地震調査委員会の委員長見解を発表しました^{*52}。

②今後の地震の長期評価等の進め方について

地震本部では、令和6年1月1日の能登半島での地震の発生を受け、地方公共団体等が速やかに防災対策にも活用できるよう、海域活断層の長期評価等について、公表可能な結果を早期に公表していく方針を同年2月に公表しました^{*53}。この方針を受けて、同年8月に、兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖の日本海側の海域活断層の位置・形状、そこで発生する地震の規模の評価を公表しました^{*54}。

* 49 Disaster Education Support Team

* 50 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/D-EST/mext_00001.html

* 51 「被災地における学校再開に向けた施設面での課題と工夫に関する調査研究」報告書（令和7年3月）
https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/r06/r0703-01_kenkyuhonbun.pdf

* 52 「令和6年能登半島地震」に関する「地震調査委員長見解」（令和7年1月15日）
参照： https://www.static.jishin.go.jp/resource/monthly/2025/2024_noto_kenkai.pdf

* 53 今後の地震の長期評価等の進め方について（令和6年2月19日）
参照： <https://www.jishin.go.jp/main/suihon/honbu24a/chousakansoku20240219.pdf>

* 54 日本海側の海域活断層の長期評価―兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖―（令和6年8月版）（令和6年8月2日）
参照： https://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/offshore_active_faults/sea_of_japan/